

# 産前産後期間の 国民年金保険料が免除されます！

国民年金保険料を納める方で、産前産後の方については免除制度が活用できます。

すでに出産された方でも、さかのぼっての申請も可能です。なお、現在全額免除、一部免除等、別の免除が承認されている方でも申請することができます。

## 対象者

国民年金加入者(第1号被保険者)の方で、出産日が平成31年2月1日以降の方。

## 免除の対象となる月

- 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

### 免除対象期間[色の付いた部分が国民年金の免除期間]

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

※届出が出産後の場合「出産日」

※免除された期間も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付(返金)されます。

※産前産後期間は付加保険料が納付できます。

## 申請の時期

○ 出産前：出産予定日の6か月前から受付。

○ 出産後：平成31年2月1日以降の出産であれば、今からでも申請は可能です。

## 必要な書類

- ① マイナンバーカード等の本人確認書類
- ② 母子健康手帳など(出産後は、市町村で確認できる場合は不要です)

## 申請先 うるま市役所 市民課 国民年金係

※詳しくは国民年金係かコザ年金事務所へお問い合わせください。

- うるま市役所 市民課 国民年金係 ☎973-5498
- コザ年金事務所 ☎933-2267 (ガイダンス後②→②)

